

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

営業所専任技術者等の業務におけるテレワークの活用について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法に基づく経營業務管理責任者及び営業所専任技術者等については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止のため一定の条件下で行うテレワークについても、常勤又は専任の要件を欠くことにはならないものとして取り扱っているところですが、今般、政府全体として常駐規制の見直し等を推進していることや、建設業における働き方改革の推進、社会におけるテレワークの定着等の背景を踏まえ、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」を改正し、令和 3 年 12 月 9 日から適用する旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 国土交通省通知文
- 別添 2 建設業許可事務ガイドラインについて
- 別添 3 国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について
- 別添 4 営業所専任技術者等のテレワークに関する Q & A
- 参考 1 建設業許可事務ガイドラインについて（見え消し版）
- 参考 2 国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について（見え消し版）

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp